

Ⅲ 卒業後の 進路につ いて

- 1 学校卒業後の進路先から求められること
- 2 一般就労
- 3 福祉サービス利用等
- 4 高等部卒業後の暮らし
- 5 本校卒業生の進路先（卒業時）

学校卒業後の主な進路先から求められること

一般就労

一般事業所（会社）

- 労働に対し、給料をもらう
- 適切な範囲で生活のサポートあり

企業が求める主なこと

※R2年度職業ガイダンス職業センター資料より

※障害者手帳を取得している。

- ・いろいろなことが、一人でできる
- ・会社の方に質問や報告ができる
- ・欠勤や遅刻、早退があまりない
- ・家のお手伝いが上手にできる

【本人の働く理由が明確である】 ※重要

- ・自分の生活のために、「働いてお金をもらう」という強い意志がある
- ・自分の夢や希望をかなえたい
- ・社会の一員として、社会に貢献したい

福祉サービス利用

就労継続支援A・B型

- 作業を中心とした日課の福祉サービス
- 企業就労に向けた訓練を行う
- 最低賃金が保障されている（A型）
- 働きに応じて工賃が支払われる（B型）
- 生活のサポートあり

施設利用に必要なこと

※働きたい意志がある。

※各種障害者手帳を所持している。

- ・一日あたり4時間程度、作業に集中して取り組むことができる。
- ・職員や先輩利用者に対し、適切な言葉遣いや態度で接することができる。
- ・身辺処理が自立している。
- ・週5日間、休まないで利用できる体力がある。

生活訓練・自立訓練

- 生活訓練や作業訓練を行うサービス
- 社会的自立を目的とする
- 生活のサポートあり

施設利用に必要なこと

※各種障害者手帳を所持している。

- ・他の利用者と一緒に作業をしたり、レクリエーションをしたりすることが好きである。
- ・一定時間作業に取り組むことができる。
- ・一定時間落ちついて座っていることができる。
- ・施設運営に対し理解と協力ができる。（保護者）

生活介護

- 生きがいとしての創作・生産活動
- 入浴・排せつ、食事等の介護
- 生活のサポートあり

施設利用に必要なこと

- ・施設の指導員さんや利用者の方と仲良く生活をする。
- ・指示を聞いて、活動ができる。
- ・施設運営に対し理解と協力ができる。（保護者）

安定した職業生活のために

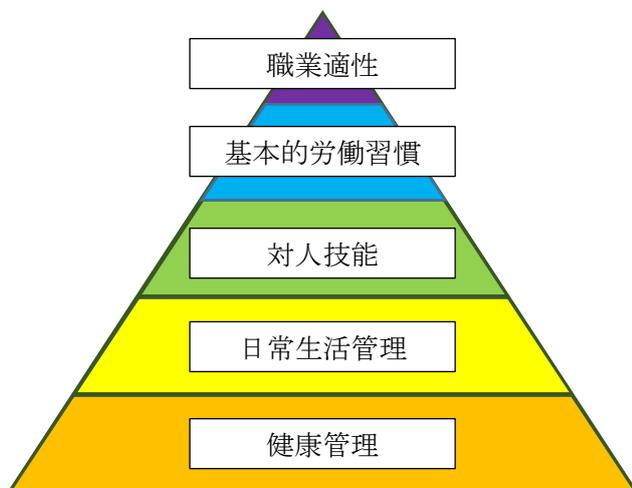
○企業が重視する項目

- 健康管理 …『毎日休まず会社に通勤する』
- 返事、挨拶、報告…『挨拶、返事、報告、質問がしっかりとできる』
- 作業意欲・態度 …『やる気や元気のよさがある』
- 意思表示 …『自分の考えや気持ちを恥ずかしがらずに伝える』
- 人との関わり …『会社の人と協力して仕事をする』

○就職前に必要なこと

- 定時に登校する、毎日出席する
- 挨拶、返事、報告、質問をきちんと自分から言う
- 謝る、お礼を言う
- 時間を守る
- 素直に指示に従う
- 協力する

○働くために必要なこと



職業準備性ピラミッド

就労能力の自覚、作業速度、能率の向上、指示理解、作業の正確性、作業環境の変化への対応
作業能力が評価される

就労の意欲、作業意欲、持続力、職場のルール理解、危険への対処、作業態度、仕事の報告、欠勤時の連絡、出勤状況
会社の一員として信頼される

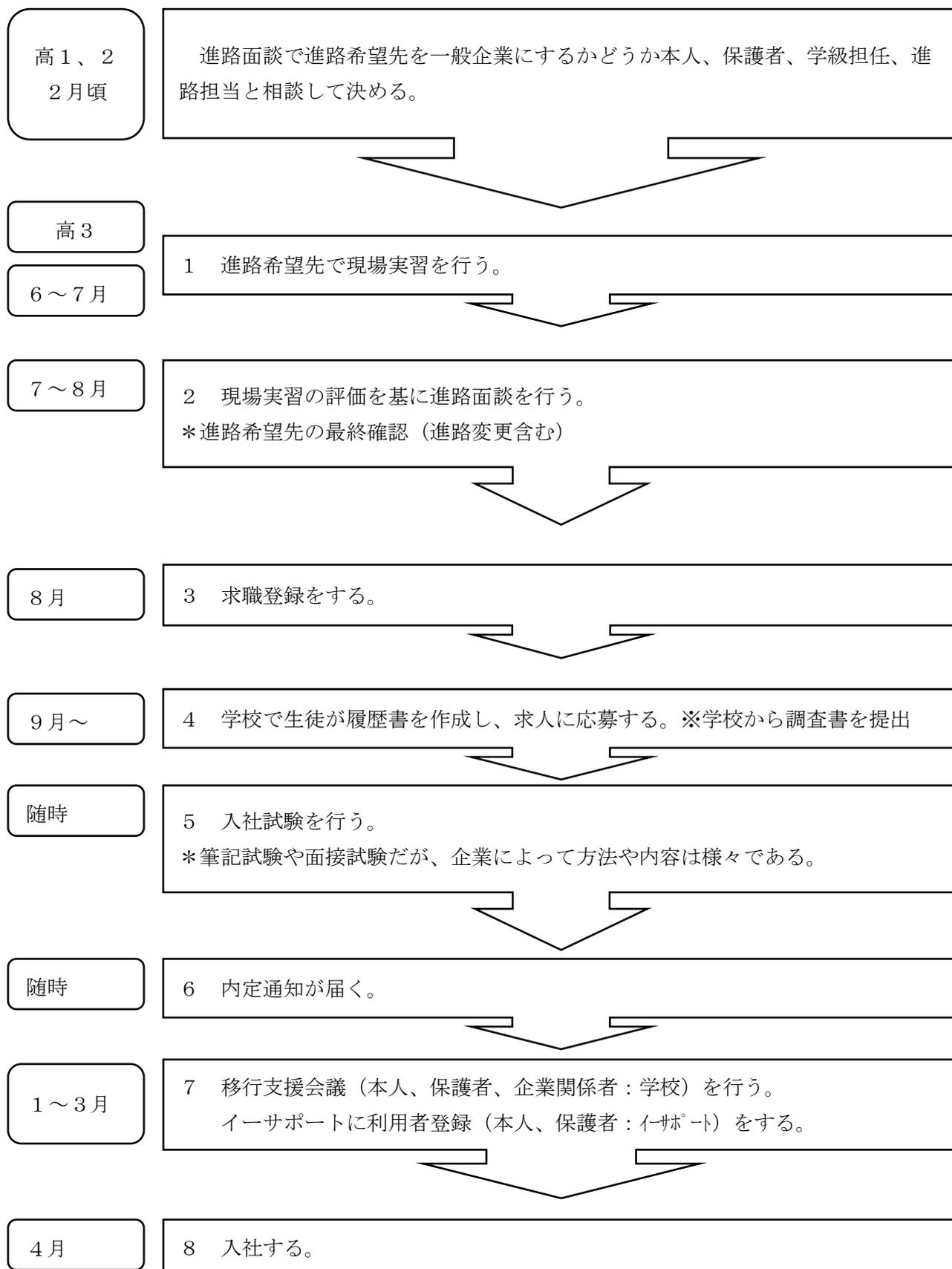
挨拶、会話、言葉遣い、協調性、共同作業、意思表示、感情のコントロール、非言語的コミュニケーション
職場で円滑に働ける

起床、生活リズム、身だしなみ、金銭管理、社会性（生活のルールを守る）
安定した力を発揮して働ける

食事、（通院を要する場合：自力通院、服薬管理）、体調不良時の対処、自分の障害・症状の理解、支援を求める（SOS発信）
社会で働ける身体になる

（参考：秋田障害者職業センター 職業ガイダンス資料）

一般就労までの諸手続等



求職登録

求職登録は、一般就労を希望している方が、ハローワークに、求職者（仕事を探している人）として登録することです。事前に求職申込書を作成し、ハローワークにて求職者として登録されます。

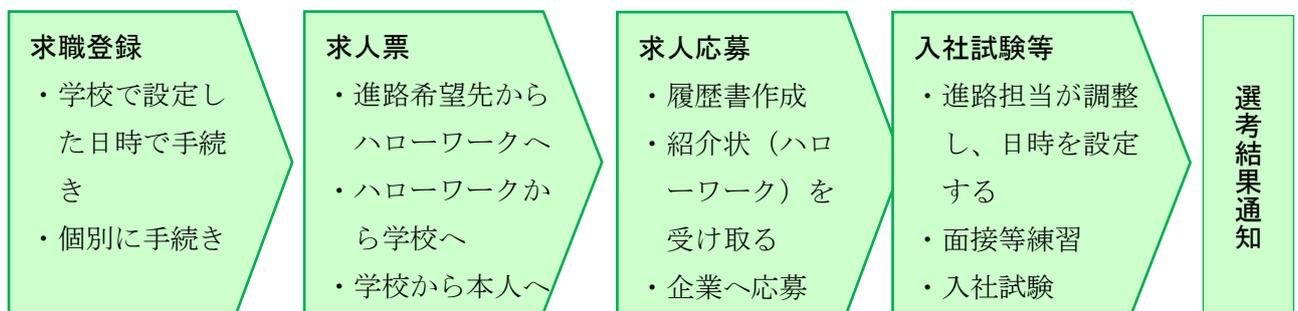
- ★求職登録をすることで、職業紹介や相談、就職後の指導など、一貫した支援を受けることができます。
- ★縁故就労（親戚等が経営する事業所に就職すること）は、ハローワークでの求職登録、求人の手続きは特に必要ありません。そのため、各種制度の利用はできません。
- ★求職登録の前に、本人と「どんな仕事がしたいか?」、「通勤が可能なエリアは?」、「生活の場をどこにするか?」など、しっかり相談しておきましょう。



求職登録の手続きについて

対象	一般就労を希望する高等部3年生
求職登録の前に	<ul style="list-style-type: none">・学校で担任、進路担当と相談の上、進路担当を通して申し込む。日時等は進路担当、担任と相談して決める。・求職申込書を授業で作成する。（氏名、連絡先（住所、電話番号）希望職種、就職条件（通勤できるエリア等）、障害の状況、技能など）
求職登録当日	*本人、保護者がハローワークに実際に行き、 求職登録票 を基に相談等を行います。

求職登録から入社試験までの流れ



E-Support【イーサポート】



どんなところだろう？

障がい者雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的としています。職業生活における就業、日常生活及び社会生活上等のことについて、関係機関（雇用、保健福祉、教育等）と協力しながら相談・助言などを行います。



どんな障害でもいいの？

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のいずれでも可能です。専門のスタッフ3名（就業担当2名、生活担当1名）がいます。



支援サービスの内容

- ① 就業についての支援：ハローワークへ同行し、就職活動に必要なことについての支援、就業後の職場訪問の実施
- ② 生活についての支援：生活全般、身の回りの相談に応じながら支援
- ③ 準備訓練・職場実習

登録手続き

- ① 時期：高等部卒業時に行います。
- ② 対象：一般企業への就労が内定している方。
- ③ 方法：申請書等を作成し、面談を行います。

◎月曜日から金曜日
（祝日及び年末年始を除く）
午前8：30～午後5：15まで

その他

- ・レクリエーションや勉強会の開催など、余暇支援も行っています。
- ・ふれあいサロンとして、在職者の交流の場についてもサポートしています。

所在地

住所 〒015-0855 由利本荘市二番堰25-1

（由利本荘地域生活支援センター）

電話 0184-44-8578 FAX 0184-44-8579

障害者職業センター



どんなところだろう？

障害者の職業生活における自立を応援してくれるところです。

- 学校の進路学習と連携し、働くための意識を向上させるための**職業ガイダンス**を行っています。（高等部2年時）
- 本人や学校・福祉の他、事業主やハローワーク等の関係機関等のいずれかの要請を受けて、本人と事業主の合意を得た上で支援計画を作成します。就職した後の職場定着に向けて**ジョブコーチ**が就職先の事業所を訪れ、1か月から8か月にわたって支援しています。
- 職業生活を送る上での悩みや不安があるとき、**職業相談**を受け付けています。
- 働くための準備として、施設内で**職業準備支援**（校内実習のようなもの）を行い、希望者一人一人の課題に応じた内容や期間が設定され支援しています。



ジョブコーチ支援

【内 容】

- ・障害者と事業主の双方が「言えない」、「聞けない」、「伝わらない」、「できない」等で困っていることの原因を探り、どうしたらうまくいくかを、障害特性や職場環境等の条件を踏まえて解決策を助言・提案します。
- ・安定して働くためのサポートを、就労者、事業主、家族に対して関係機関と連携して行います。

【支援のタイミング】

- ・雇用と同時：採用になって、慣れるまでの橋渡しとして
- ・雇 用 後：雇われてから支援が必要になったとき

【対 象】

- ・就職や職場適応に課題や不安を抱える人または事業所
- ・課題の軽減・解消に向けて、きめ細かな人的支援が必要な人

所在地

住所 〒010-0944 秋田市川尻若葉町4番48号

電話 018-864-3608 FAX 018-864-3609

知的障害者判定及び重度知的障害者判定

実施機関：秋田障害者職業センター

事業所が助成金等の援護制度を利用するためには、雇用する従業員が障害者であるかどうか確認する必要があります。知的障害者の確認は、原則として療育手帳や、公的な判定機関から出された判定書等で確認します。

障害者職業センターが実施する知的障害者判定において知的障害者と判定された人についても、その判定をもって雇用対策上は療育手帳所持者と同様の扱いとなります。



特別支援学校在学中、何らかの理由で療育手帳を取得していない、または、取得できなかったという人が、一般就労を目指す上で制度利用の該当になるかどうかの手続きです。

重度知的障害者判定とは

障害者職業センターで実施する重度知的障害者判定とは、上記知的障害者判定と同様、事業所が援護制度を利用しての雇用等の際に、その人が重度の知的障害者であるかどうかを判定するものです。ですから、療育手帳や年金制度等の重度、もしくは1級の判定ではないことに注意してください。

また、障害者職業センターで実施する重度知的障害者判定は、児童相談所等のほかの知的障害者判定機関より幅広く行われますので、障害者職業センター以外の判定機関では重度とならない人でも、重度知的障害者と判定される場合があります。



働く上での重度知的障害者という扱いで、療育手帳の判定基準とは全く違うものです。

なぜ判定を受けるのか



判定による知的障害者を雇用することで、会社側が様々な援護制度を活用できるようになり、採用可否の判断に有利に働くケースがあるからです。

判定を受けるタイミングは？



求職登録を行ってから、内定が出る前までに行います。最適なタイミングはハローワークに相談します。

秋田技術専門校



どんなところだろう？

公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録をしている障害者に対し、企業等の委託先を活用した委託訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害者の就職を促進します。



訓練の形態

【訓練期間】

3か月間（100時間／月）を標準としています。

【訓練の形態】

- ・ 知識・技能習得訓練コース：座学による知識や技能の習得を中心とした職業訓練です。
パソコンを使用してデータの入力から文書作成・表計算・プレゼンテーションのソフトウェア活用及びインターネットに関する知識・技能の習得
- ・ 実践能力習得訓練コース：企業等の現場・業務内容に沿った職業訓練
実践的な職業能力を習得するために作業実習を行う
OA事務、パソコン実務、食品製造、縫製、販売、クリーニング、医薬品製造、農作業、生産管理、商品管理、清掃等

訓練内容

実習の習得目標やカリキュラムを設定し、事業所において実際に実施している作業工程の中で、担当者からの指導を受けて習得します。

訓練の状況を把握するため、出席簿や訓練日誌等の記録・管理が必要です。

その他

委託訓練終了後に、職場適応訓練や障害者試行雇用（トライアル雇用）への支援制度の利用が可能です。

所在地

住所 〒010-1623 秋田市新屋町砂奴寄4-53
電話 018-824-2548

法定雇用率

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定の割合に相当する数以上の身体障害者または知的障害者、精神障害者を雇用しなければならないこととされています。この一定の割合のことを法定雇用率といいます。令和3年3月1日より、次のように引き上げられました。

◎一般の民間企業 (常用労働者数40人以上規模の企業)	現在 (R6年4月) 2.5%	R8年7月~ 2.7%
○国、地方公共団体等	現在 (R6年4月) 2.8%	R8年7月~ 3.0%
○都道府県等の教育委員会	現在 (R6年4月) 2.7%	R8年7月~ 2.9%

※なお、重度身体障害者または重度知的障害者については、それぞれ1名の雇用をもって、2名の雇用としてカウントされます。

最低賃金

○秋田県の最低賃金 時間額 **951円**

(令和6年10月1日~)

※次に掲げる賃金は最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

就労継続支援A型

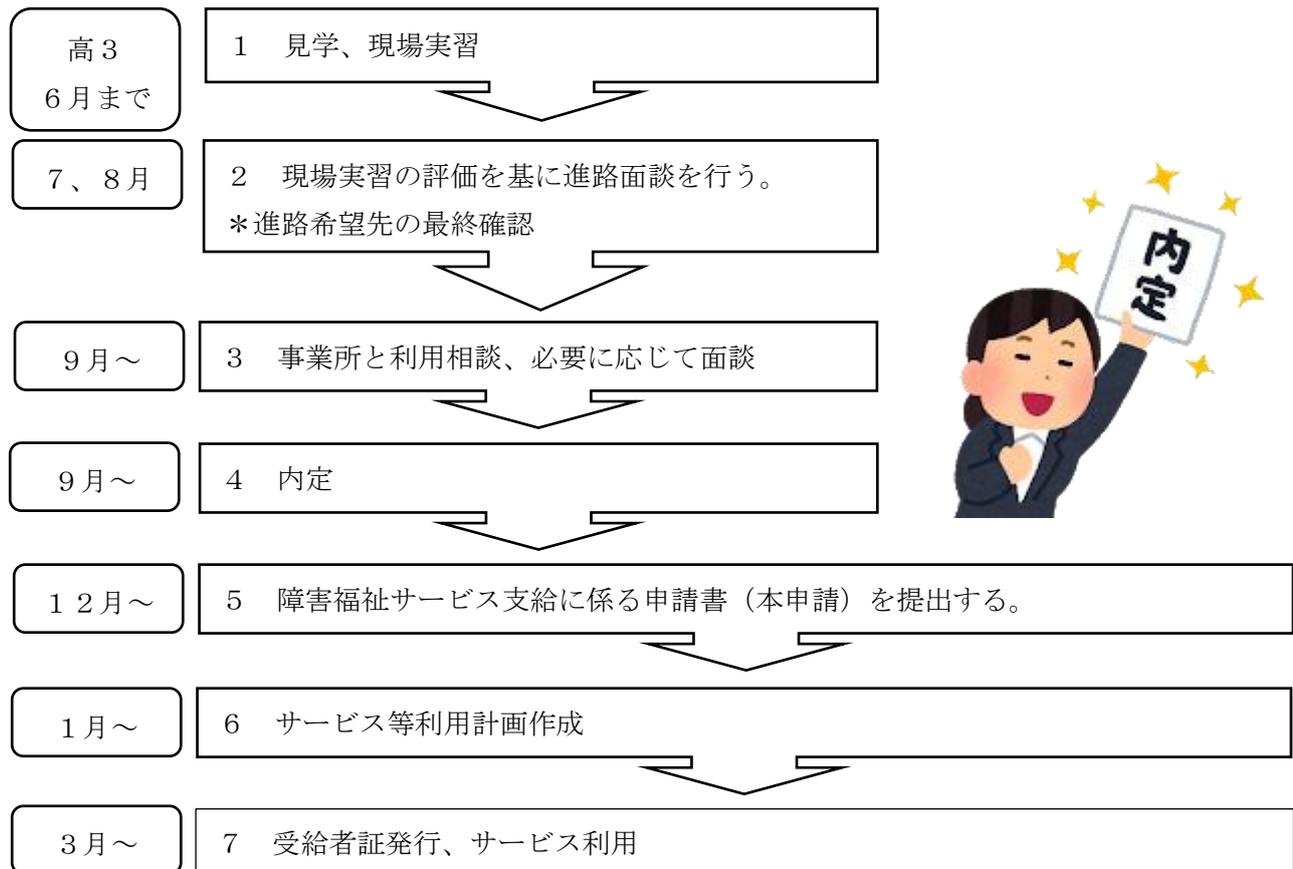
就労継続支援A型とは、障害や難病のある方が、雇用契約を結んだ上で一定の支援がある職場で働くことができる福祉サービスです。現時点では一般企業での勤務が難しい65歳未満の方に、一定の支援下で継続して働けるような職場を提供しています。利用者はA型事業所との間で雇用契約を結ぶので、基本的には最低賃金額以上の給料がもらえます。

対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な方を対象としています。具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- ③ 企業等を離職した方等、就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

就労継続支援A型事業所利用までの手続き



就労継続支援A型と就労継続支援B型の主な違い

	就労継続支援A型	就労継続支援B型
賃金	雇用契約による給料が支払われる	作業に応じた工賃が支払われる
秋田県月額平均収入（R5）	76,997円	20,150円

就労継続支援B型

障害のある方が一般企業への就職が不安、あるいは困難な場合に、雇用契約を結ばないで軽作業などの就労訓練を行うことが可能な福祉サービスのことを言います。障害や心身の調子に合わせて自分のペースで働くことができるため、一般就労や就労継続支援A型事業所への移行に必要なスキルを習得することが期待できます。

対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方を対象としています。具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

生活介護

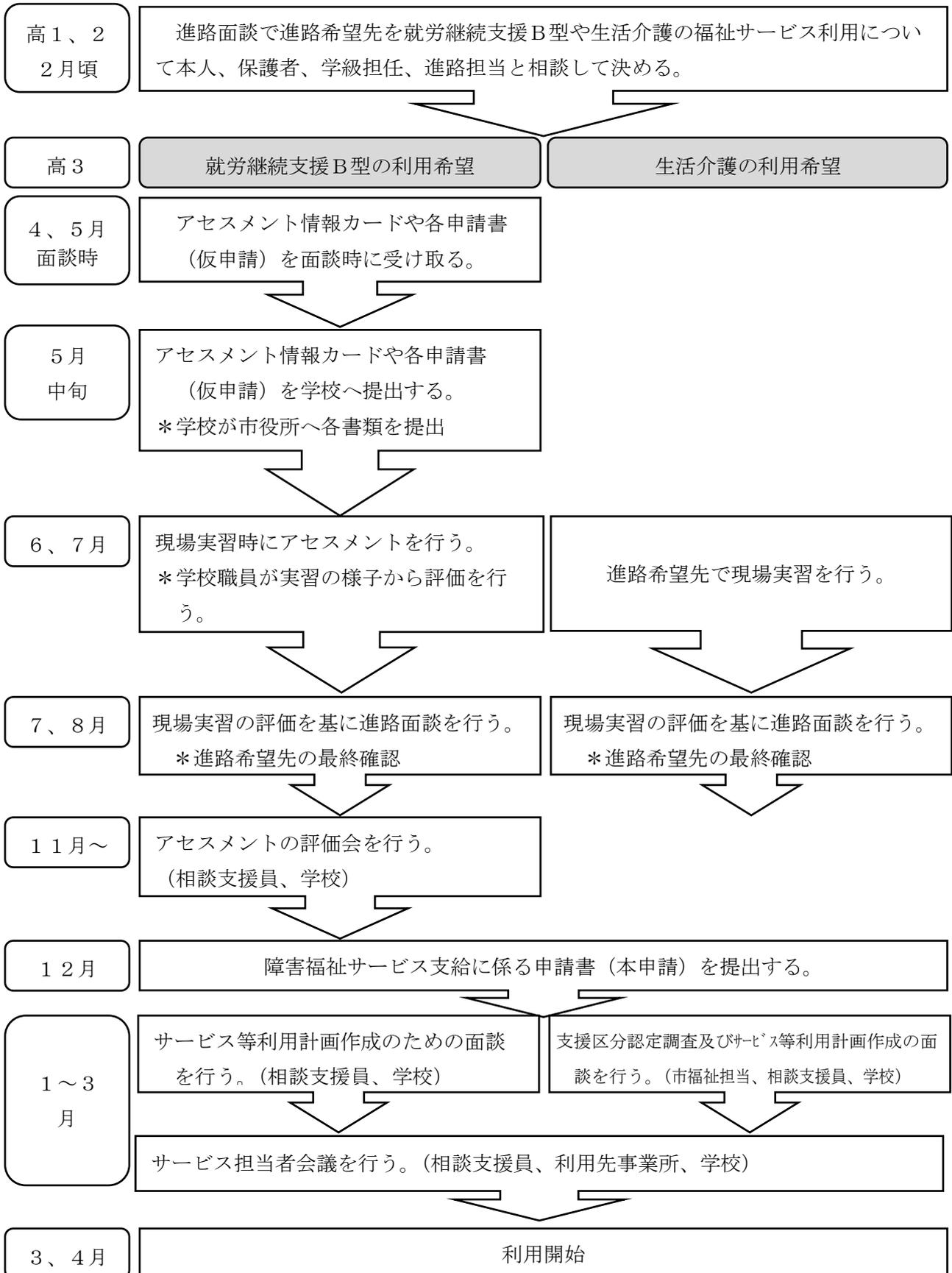
主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

対象者

地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方として次に掲げる方を対象としています。具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である方
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である方
- ③ 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する方であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の方は区分3）より低い方で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた方

福祉サービス利用（就労継続支援B型、生活介護）までの諸手続



※由利本荘市、にかほ市以外の地区に関しては、手続きの内容や時期が異なることがあります。

施設入所支援

施設に入所する障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

対象者

- ① 生活介護を受けている方で障害支援区分が区分4以上（50歳以上は区分3）である
- ② 自立訓練、就労移行支援または就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方または通所によって訓練を受けることが困難な方 など

共同生活援助(グループホーム)

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

対象者

障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村を中心として以下のような相談支援事業を実施しています。

地域の状況に応じて柔軟な事業形態をとれることになっていますので、詳細については、最寄りの市町村窓口にお問い合わせください。

内容

特別支援学校在学時や高等部卒業時は、主に①と③の事業内容を利用します。

- ① 障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障害児相談支援）
- ② 地域生活への移行に向けた支援（地域移行支援・地域定着支援）
- ③ 一般的な相談をしたい場合（障害者相談支援事業）
- ④ 一般住宅に入居して生活したい場合（住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
- ⑤ 障害者本人で障害福祉サービスの利用契約等ができない場合（成年後見制度利用支援事業）

由利本荘市の主なサービス提供事業所等一覧

地域	施設名	電話番号	提供サービス等
由利本荘市	由利本荘地域生活支援センター	0184-25-7077	生活介護
	のびのび	0184-25-7077	放課後等デイサービス 児童発達支援
	ぐんぐん	0184-74-8020	放課後等デイサービス
	由利本荘市基幹相談支援センター	0184-74-3614	相談支援事業
	障がい者支援事業所 逢い	0184-24-1109	生活介護、就労継続支援B型 共同生活援助（グループホーム） 日中一時支援
	障害者自立支援センター <small>なごみ</small> 和	0184-24-0753	就労継続支援B型、短期入所 共同生活援助（グループホーム） 地域活動支援センター事業 相談支援事業
	Lead本荘（りーどほんじょう）	0184-74-6515	就労継続支援B型
	ほのぼの本荘	0184-24-1155	就労継続支援B型
	根分けの会	0184-23-7589	就労継続支援B型
	秋田県心身障害者コロニー	0184-33-2255	生活介護、就労継続支援B型 施設入所支援、地域療育等支援事業 短期入所事業、日中一時支援事業 共同生活援助（グループホーム）
	水林新生園	0184-23-3575	生活介護 日中一時支援（特別支援学校等児童 生徒放課後生活支援） 共同生活援助（グループホーム） 相談支援事業
	障がい者支援事業所 集いの家	0184-74-8266	就労継続支援B型
	Workわく絆	0184-23-3188	就労継続支援B型
	職業訓練スクール	0184-22-5328	就労移行支援
	就労支援センター ホリデー	0184-22-2883	就労継続支援A型
	障害者支援施設 はまなす園	0184-73-3447	生活介護、就労継続支援B型 施設入所支援、短期入所
	ほのぼの岩城	0184-74-7666	就労継続支援B型
	国立病院機構あきた病院	0184-73-2002	療養介護 短期入所（重症心身障がい者等）
	NPO法人あゆみの会	0184-62-0511	就労継続支援B型 地域活動支援センター事業
	ぼぼろの家	0184-65-2827	生活介護 日中一時支援
NPO法人はまなす会 ゆうゆう	0184-33-3005	就労継続支援B型	
くるみの里	0184-74-3983	就労継続支援B型 地域活動支援センター事業 日中一時支援	
アルメリアの里【共生型事業所】	0184-44-8970	生活介護、短期入所	
ささのこ	0184-74-3341	就労継続支援B型	

	はなえみ学舎 本荘キャンパス	090-1064-0684	放課後等デイサービス
	はなえみ学舎 さくらキャンパス	090-1064-0684	放課後等デイサービス
	はなえみ学舎 みくらまちキャンパス	090-1064-0684	放課後等デイサービス
	ポノ	0184-44-8951	放課後等デイサービス 児童発達支援、保育所等訪問支援
	相談支援事業所ほっと	0184-74-3163	相談支援事業

*詳細は、由利本荘市の『障がい者福祉のしおり』P. 29～42を参照してください

にかほ市の主なサービス提供事業所等一覧

地域	施設名	電話番号	提供サービス等
にかほ市	障害者支援施設 金浦療護園	0184-38-4123	短期入所事業 施設入所支援 生活介護 相談支援事業（身体） 移動支援事業（身体） 日中一時支援
	障がい福祉サービス事業所 さん・とらっぶ	0184-32-5155	生活介護 就労継続支援B型 相談支援事業 日中一時支援
	にかほ市基幹相談支援センター	0184-74-7440	相談支援事業
	株式会社 鳥海フォス	0184-44-8878	就労継続支援B型
	株式会社ハイタッチ	0184-44-8344	就労継続支援B型 自立訓練（生活訓練）
	ほっこり苺の里	080-2842-6057	就労継続支援B型
	障がい相談支援事業所	0184-32-3010	相談支援事業
	グループホームのどか	0184-74-6126	共同生活援助（グループホーム）
	グループホームのどかⅠ・Ⅱ	0184-74-5078	共同生活援助（グループホーム）
	相談支援事業所のどか	0184-74-3068	相談支援事業
	特定非営利活動法人キャンパス ぱれっと（にかほ市総合福祉交流センター内）	0184-74-9172	放課後等デイサービス
	障がい者グループホーム太平	0184-74-3671	共同生活援助（グループホーム）

*詳細は、にかほ市の『障がいを持つ人のためのガイドブック』P5～14を参照してください



由利本荘市・にかほ市の各種制度・サービス等一覧①

制度・サービス等一覧		由利本荘市 掲載ページ	にかほ市 掲載ページ	備考	
障害者手帳制度		6、7	1、2	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は、障がいの認定のほか、各種福祉制度を利用するために必要なもの	
医療制度	福祉医療制度（マルフク）	23	3	身体障害者手帳1～3級所持者または療育手帳A所持者対象 身体障害者手帳4～6級所持者で65歳以上の方対象	
	自立支援医療（更生医療）	22	3	18歳以上の身体障害者手帳所持者で手帳に記載されている障がいに関する更生医療対象の医療を受ける場合に対象	
	自立支援医療（育成医療）	22	3	18歳未満で、身体上の障がいを有するかまたは現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる方対象	
	自立支援医療（精神通院医療）	22	4	統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する方対象	
	特定医療費（指定難病）	23		指定されている333疾病（令和3年3月現在）により医療を受けている方対象	
	小児慢性特定疾病医療費	24		掲載ページにある疾患群（762疾病）により医療を受けている18歳未満の児童対象	
障害福祉サービス等	介護給付（訪問系サービス）	29	6	在宅で利用する訪問サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所（ショートステイ）等	
	介護給付／訓練等給付（日中活動系サービス）	30	6	入所または通所施設等で昼間の活動を支援するサービス：療養介護、生活介護、自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）等	
	介護給付／訓練等給付（居住系サービス）	31	6	入所施設等で住まいの場として支援するサービス：施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）	
	地域相談支援給付／計画相談支援給付	32		地域生活やサービス利用に関する相談等の支援を行うサービス：地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援	
	障害児通所支援給付	32	7	通所施設等で障がい児の発達支援や見守りを行うサービス：児童発達支援、放課後等デイサービス等	
	障害児相談支援給付	33		障害児通所支援の利用に関する相談等の支援を行うサービス：障害児相談支援	
	すこやか療育支援事業	33	8	児童発達支援等を利用する際の利用者負担などの半額を助成する制度	
地域生活支援事業	相談支援事業	37	32	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行う	
	日常生活用具給付等事業	38	11	在宅の重度身体障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るとともに、福祉の増進に資するため日常生活用具の給付または貸与を行う	
	コミュニケーション支援事業	37	13	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う方の派遣を行う	
	移動支援事業	37	13	屋外での移動が困難な障がい者等を対象に、外出（社会参加等）の個別支援を行う	
	日中一時支援事業	40	14	就労等のため障がい児者を監護できない場合等に日中の一時的な見守りを行い、障がい者等の家族を支援する	
	社会参加促進事業	自動車運転免許証取得費助成事業	41	14	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成
		自動車改造費助成事業	41	14	重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の走行装置及び駆動装置等の一部を改造する経費を助成
		声の広報等発行事業	41		文字による情報入手が困難な障がい者のために、市広報紙の内容をCD-R等に収録した「声の広報」（月2回）を無料で提供
		奉仕員養成事業	41		視覚及び聴覚障がいがある方の交流活動の促進等を図るため、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、朗読奉仕員の養成を行う
	更生訓練費給付事業		14		
	地域活動支援センター事業	39	14	障がいのある方が通い、創作的活動や生産活動等の機会の提供、また日常生活、社会生活等を営むための支援を受ける	
	訪問入浴サービス事業	39		入浴車により在宅で入浴サービスを提供	
	言語発達支援事業	40		聴覚や言語発達に障がいのある児童、発達障がい児童に対し、言語聴覚士による言語発達訓練を行う	
生活支援事業 〔福祉機器リサイクル事業〕	42		不要になった福祉機器（特殊ベッド、車イス）について、これが必要とする方に斡旋、貸与し、日常生活の支援を図る		

由利本荘市・にかほ市の各種制度・サービス等一覧②

制度・サービス等一覧		由利本荘市 掲載ページ	にかほ市 掲載ページ	備考
にかほ市独自の支援事業	にかほ市独自軽減事業		15	障害者総合支援法の利用者の原則1割負担について、特に負担感の大きい通所者や在宅者の利用者負担を軽減する措置を実施
	人工内耳用電池等購入費の助成		15	人工内耳を装着している20歳未満の障がい児（者）の日常生活の利便性及び経済的な負担の軽減を目的として、人工内耳に使用する電池や外部装置の購入費用を助成
	難聴児の補聴器購入費の助成	46	15	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し、補聴器購入または修理費用の一部を助成する
	障がい者（児）の交通費の助成	45	16	身体機能または生活能力の維持・向上等を図るために、定期的に施設や事業所に通所する障がい者の交通費の一部を助成し費用負担の軽減を図る
	タクシー利用券の給付	89	16	利用者に対し小型タクシー利用料金の一部（基本料金）を助成するため、タクシー券を交付 各市で対象者は異なる
	電子白杖購入費の助成	46	17	視覚障がい児者に対し、電子白杖購入費用の一部を助成
	在宅知的障害者の健康診査		17	各種健康診断を受ける機会のない在宅の知的障がい者に対して、生活習慣病の予防及び健康の維持・増進を図るために基本健康診査と歯科健康診査を行う
	雪下ろしにかかる費用の助成		17	積雪による被害を未然に防止し、対象世帯の心身の安定を図るため、雪下ろし等にかかる費用の一部を助成
公共料金の割引制度について	JR運賃等の割引	8	18	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方対象
	国内航空運賃の割引	8		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの満12歳以上の方とその介護者1名が対象
	コミュニティバス運賃の無料化	9	19	詳細は、各市の掲載ページを参照
	タクシー運賃の割引制度	8	19	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がタクシー（県内）を利用する際、手帳を提示すると運賃が1割引になる場合がある
	一般バス運賃の割引	10		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方対象
	有料道路通行料金の割引制度	10	19	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方対象
	市内施設の使用料金等の割引	11		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付添介護者1名（身体：第1種または小学生以下の手帳所持、精神：1級、2級または小学生以下の手帳所持）
税金、受信料の減免その他の割引について	所得税・住民税に関する所得控除	13	28	障がい者が所得税・住民税の納税者本人または納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合に控除が受けられる
	NHK受信料の減免	13	21	全額免除と半額免除の対象者は異なるため、各市掲載ページを参照
	CATV利用料の減免	14		由利本荘市のCATV利用料の減免制度
	自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割・自動車税種別割	14	27	減免を受けることが出来る自動車は、障がい者一人につき1台対象の詳細は、各紙掲載ページを参照
	軽自動車税（種別割）の減免	16	27	同上
	相続税に関する控除	16		相続人が85歳未満で障がい者の場合に、障がいの重さに応じて障がい者控除が受けられる
	駐車禁止除外指定	17		駐車禁止規制がある道路で、移動に困難が伴い、やむを得ず駐車する必要があると見込まれる場合、駐車禁止除外指定を申請し許可標章の交付を受け、駐車が可能になる
	障害者等用駐車区画利用制度	17	20	公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」が利用できる「利用証」を発行する制度 利用できる駐車区画は、健のホームページ等で公開
	携帯電話料金の割引制度	16	21	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
成年後見制度	法定後見制度	51		本人がすでに判断能力が十分ではない場合、本人、配偶者、4親等内の親族などが家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所から成年後見人等を選定してもらう制度
	任意後見制度	51		本人が判断能力が十分なときに、将来の判断能力の低下に備えて、本人が後見人を選定し、本人の希望する支援内容を定めて公正証書で契約を結び、将来の不安に備えておく制度
	日常生活自立支援事業	52		判断能力が不十分な方が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等の支援を行うことにより、その方の権利擁護に資することを目的とした事業

由利本荘市・にかほ市の各種制度・サービス等一覧③

制度・サービス等一覧		由利本荘市 掲載ページ	にかほ市 掲載ページ	備考
手当・年金・共済制度について	特別児童扶養手当	18	23	詳細は、各市掲載ページ参照
	障害児福祉手当	18	24	身体または精神に著しく重度の障がいを持ち、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童対象
	特別障害者手当	19	23	身体または精神に著しく重度の障がい重複する場合、またはそれと同程度の障がいの状態で、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方
	障害基礎年金	19	24	詳細は、各市掲載ページ参照
	障害厚生年金	20	25	障がいの原因となった病気やケガの初診日において厚生年金の被保険者であった方で障害基礎年金の同様な要件を満たしている方対象 その他、各市掲載ページ参照
	特別障害給付金制度	20		詳細は、各紙掲載ページ参照
	心身障害者扶養共済制度	20	25	①知的障がい者、②身体障害者手帳1～3級の方、③精神または身体に永続的な障がいがある方で、①②と同程度と認められる方対象
補装具費支給制度		36	10	日常生活や仕事をしやすくするために、必要な補装具を購入、修理、借り受けする際の費用を支給
その他の障がい者支援制度等について	福祉住宅整備資金融資あっせん制度	42		市と契約した市内金融機関が融資希望者に資金を貸付、5%以内の償還利率を市が負担する制度
	住宅整備資金貸し付け		21	にかほ市に居住する障がい者又は障がい者と同居する親族で、障がい者向けに居室等を増改築又は改造する必要がある、自力で整備するのが困難な方対象
	生活福祉資金貸付制度	43		低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯対象
	交通事故による障がい者支援制度〔交通遺児等貸付〕	44	26	育成資金の無利子貸し付けを受けることができる自動車事故により保護者が死亡または重度の後遺障害が残った生活困窮家庭の児童（中学生まで）対象
	〃〔介護料の支給〕	45	26	介護料の支給を受けることができる自動車事故により保護者が死亡または重度の後遺障害が残った生活困窮家庭の児童（中学生まで）対象
	人工透析通院交通費助成事業	45		人工透析の治療を継続的に受ける必要がある方に、通院距離に応じて通院費用の一部を助成し費用負担の軽減を図る
	障がい者通所交通費助成事業	45	16	各市で内容に違いがあるため、詳細は各市掲載ページ参照
	難聴児補聴器購入費等助成事業	46	15	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し、補聴器購入または修理費用の一部を助成
	視覚障害者等用電子白杖購入費助成事業	46	17	視覚障がい者に対し、電子白杖購入費用の一部を助成
	身体障がい者デイサービス事業	46		身体障がいのある方が通い、入浴や食事、創作的活動等の支援を受けることができる
知的障害者デイサービスセンター悠楽館	47		知的障がいのある方が通い、入浴や食事、創作的活動を受けることができる	
ヘルプマーク・ヘルプカード	47	22	義足や人工関節を使用している方、心臓疾患等の内部障害や難病の方、発達障害の方、妊娠初期の方など対象	
障がい児の就学支援	就学・教育相談等について	48		発育や発達の様子が気になる幼児や児童生徒の教育や就学についての相談受け、情報提供を行う
	特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室	48		由利本荘市掲載ページ参照
	特別支援教育就学奨励費	49		小・中学校の特別支援学級に在学している児童生徒に、学用品費、給食費及び修学旅行費等の費用を、世帯の所得に応じて助成し、保護者の経済的負担の軽減を図る
	心身障がい児集団訓練「虹っこひろば」	49		ことばの遅れが気になる、落ち着きがないなど、心身に障がいの疑いがある児童を対象
	幼児通級指導教室「さくら教室」	49		就学に不安を抱えている年中・年長児を対象に、「見通しを持たせるための支援」や「できることの体験を増やす支援」などを個別に指導
郵便等による不在者投票			29	詳細は、にかほ市掲載ページ参照
点字・代理投票			29	ご自分で字を書くことが困難な方対象

宮城障害者職業能力開発校



どんなところだろう？

身体または知的に障害のある方に対し、その能力に適応する職種について必要な基礎技能を習得させ、就業による自立を図ります。

宮城県仙台市にある宮城障害者職業能力開発校以外には、青森県立障害者職業訓練校があります（詳細は進路担当にお尋ねください）。

秋田県、岩手県、山形県、福島県には、進学先となる職業訓練施設はありません。



知的障害者対象

総合実務科（販売管理コース、手工芸コース、物流ワークコース）

- ・療育手帳をお持ちの方で症状が固定しており、訓練に支障のない方
- ・中学校卒業（見込み）以上の方
- ・集団生活に支障のない方
- ・就職の意思がある方

身体障害者対象

Webデザイン科、OAビジネス科

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で症状が固定しており、訓練に支障のない方
- ・高等学校卒業（見込み）又は同等以上の学力のある方
- ・集団生活に支障のない方
- ・就職の意思がある方

提出書類（1年訓練）

入校を希望する場合、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）で職業相談をし、次の書類をハローワークへ提出する。

- ①入校願書（健康診断書も含む） ※用紙はハローワークにあり
- ②身体障害者手帳または療育手帳のコピー（手続き中の方は判定所のコピーでも可）
- ③中学校を卒業される方は「職業相談票（乙）」、高等学校を卒業される方は「調査書」

経費

授業料：無料 教科書代：20,000円～50,000円程度

昼食代：毎月8,000円程度（通学生で利用希望者のみ）

寮経費：毎月40,000円程度（3食込、入寮者のみ）

援護制度

ハローワーク（公共職業安定所）の受講指示により入校される方は、雇用保険の延長または訓練手当が支給される場合があります。

進路先別高等部卒業後の暮らしの目安

「高等部卒業後の生活費はどのようにしたらよいか？」と、疑問に思っている方は多いと思います。そこで、各進路先の収入について、下表のように一例を示しました。障がい福祉サービスの利用者も障害基礎年金の申請を行い、受給することで、収入が得られます。進路選択時の参考にしてください。

○一般就労

雇用形態等	フルタイム	短時間（5時間勤務の場合）
就業時間	8：00～17：00	8：00～13：00
休憩	昼休憩45分 （水分補給、トイレは適宜）	休憩なし （水分補給、トイレは適宜）
給料	手取り：約14万円程度	手取り：約8万円

○障がい福祉サービス利用

内容	就労継続支援B型	生活介護
利用時間	9：00～15：00	9：00～15：00
休憩	昼休憩：1時間 小休憩：午前・午後各10分	昼休憩：1時間 適宜
工賃	約1万円程度	なし

○制度による手当・年金等

内容	特別児童扶養手当	障害基礎年金
支給額	月額36,860円（2級）	月額68,000円（2級）
対象	20歳未満	20歳以上

※障害基礎年金の受給には、条件があります。詳細は、由利本荘市の「障がい福祉のしおりやにかほ市の「障害を持つ人のためのガイドブック」、日本年金機構のホームページをご参照ください。

5 本校卒業生の進路先（卒業時）

産業／業種	人数	作業内容	事業所名	人数	サービス形態内容
農業	6	農作業補助、椎茸栽培、牧場業務等	水林新生園	44	H22以前の形態【34】 生活介護【10】
製 造 業	3	製品の袋詰め、箱詰め等	秋田県心身障 害者コロニー	18	H22以前の形態【3(入所)】 就労継続支援B型【7】 生活介護【1】 入所支援【8】
	1	製氷業			
	3	肌着製造仕上げ、縫製	さん・とらっぷ	28	H22以前の形態【14】 就労継続支援B型【3】 生活介護【11】
	1	段ボール組立等			
	1	プラスチック成形加工	障害者支援施設 金浦療護園	2	H22以前の形態【2】 生活介護【0】
	5	部品並べ、製品梱包、運搬等			
	2	製品のバリ取り、研磨等			
電子部品・デ バイス製造業	39	電子部品製造・検査・箱詰め 清掃及び施設営繕、洗浄、運搬	はまなす園	5	H22以前の形態【3】 就労継続支援B型【1】 生活介護【1】
2	仕分け、荷物搬出入（フォークリフト運転）				
0	運輸に付帯するサービス業				
郵便業	0		はまなす会 ゆうゆう NPO法人逢い 障がい者支援 事業所逢い ぼぼろの家	11	H22以前の形態【5】 就労継続支援B型【6】 H22以前の形態【5】 就労継続支援B型【13】 生活介護【5】 生活介護【6】 H22以前の形態【1】
各種商品小売業	31	スーパー（農産、品出し、清掃）、ホームセンター等			
織物・衣服・身の回り品小売業	2	衣服などの販売、清掃等			
飲食料品小売業	3	ファーストフード等			
自動車・自転車小売業	2	洗車・車内清掃等			
その他の小売業	1	ドラッグストア（品出し）、ガソリンスタンド	くるみの里	8	H22以前の形態【1】 地域活動支援センター事業【3】 就労継続支援B型【4】
金融・保険業	0	事務補助			
宿 泊 ・ 飲 食	3	宴会準備、宿泊準備、清掃等	NPO法人 あゆみの会	11	地域活動支援センター事業【5】 就労継続支援B型【6】
	5	食堂(内縁故1)、レストラン業務、清掃			
持ち帰り・配達飲食サービス業	1	弁当・惣菜の調理、パック詰め、配達	由利本荘地域生活支援センター	6	生活介護【6】
洗濯・理容・美容・浴場業	2	タオル類のたたみ、リネン仕上げ作業			
その他の生活関連サービス業	0		株式会社 鳥海フォース	4	就労継続支援A型【3】 就労継続支援B型【1】 *H22以前は就職カウント（農業）
娯楽業	1	事務補助			
教育・学習支援業	5	保育補助、消毒、学習アシスタント等	株式会社ホリデー	3	就労継続支援A型【3】
医療・福祉	14	介護補助、清掃、施設営繕、医療器具の滅菌加工等			
複 合	1	事務補助	株式会社 ハイタッチ	2	就労継続支援B型【2】 自立訓練【0】
	0	協同組合			
サ ー ビ ス	1	リサイクル業務	ほっこり茸の里	8	就労継続支援B型【8】
	1	自動車整備業			
	1	事務補助	水林事業所	1	就労継続支援B型【1】
	3	ビルメンテナンス、清掃等、事務補助等			
			和	1	地域活動支援センター事業【1】 就労継続支援B型【0】 自立訓練【0】
			NPO法人根分け会	1	地域活動支援センター事業【1】
小 計	140		ほのぼの岩城	3	就労継続支援B型【2】
			ほのぼの本荘	1	
			Lead本荘	1	就労継続支援B型【1】
卒業後の様子	人数	卒業後の進路状況	集いの家	1	就労継続支援B型【1】
進 学	1	宮城障害者職業能力開発校	ささのこ	1	就労継続支援B型【1】
在 宅	5	福祉サービス等の部分的利用	白樺	1	就労継続支援B型【1】
	4	デイサービス利用、ヘルパー	スクラム	1	H22以前の形態【1】
	1	体験利用	緑光苑	1	H22以前の形態【1】
	4	在宅希望及び各種サービス等利用なし	ふ〜ら	1	就労継続支援B型【1】
	6	福祉サービス等利用希望（待機）	援護就労センター バスターール	1	H22以前の形態【1】
	5	一般就労希望（待機）	株式会社 らいふぼーとなー	1	就労継続支援A型【1】
家事手伝い	4	一般就労希望（待機）	ひだまり	1	就労継続支援B型【1】
			わいわい・かんとりー	1	自立訓練【1】
小 計	30		虹のいえ	1	入所支援【1】
合 計	369		小 計	199	